宿泊施設用

令和３年度安来市宿泊特典事業

「安来に泊まってお得に観光～やす得！キャンペーン～」Q＆A

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊支援事業について（宿泊割引） | |
| Q1：利用できる期間はいつですが？ | A1：7月22日宿泊分から2月28日宿泊分まで利用いただけます。（3月1日チェックアウト分まで） |
| Q2：本事業用に新たにプランを造成する必要がありますか？ | A2：プラン造成の義務はありません。  ※OTAなどによる事前決済を実施する場合は、割引後の金額を記載した専用プランが必要となります。 |
| Q3：予約の受付はどのようにしたら良いですか？ | A3：次の方法があります。  ①直接宿泊施設に予約  ②宿泊施設のホームページから予約  ③旅行会社から予約  ④OTAから予約  　※②～④で事前に決済する場合は「安得！キャンペーン」専用プランの造成が必要です。現地決済の場合は予約方法にかかわらず、決済時に割引を実施してください。 |
| Q4：割引金額はいくらですか？ | A4：宿泊代金の1/2で、一人当たり上限3,000円です。 |
| Q5：OTA等のクーポンやポイントを利用できますか？ | A5：クーポン、割引、ポイント等を適用後の宿泊料金を基準に「安得！キャンペーン」の宿泊割引を計算します。  〈割引の適用方法〉  ・OTA発行のクーポン、割引、ポイントを利用する場合  （例）宿泊料7,000円  OTA等発行のクーポン1,000円、ポイント500円を利用する場合  （7,000円-1,000円-500円）  　×1/2＝2,750円  2,750円が「安得！キャンペーン」の割引額になります。 |
| Q6：割引額に端数が出る場合は？ | A6：宿泊代金の1/2に端数が出る場合は、小数点以下を切り捨てた額が割引額となります。  5,555円×1/2＝2,777.5  割引額2,777円（お客様負担額2,778円） |
| Q7：１回の宿泊予約で何名まで利用可能など制限がありますか？ | A7：制限はありません。また、利用期間内であれば、何回でも利用できます。 |
| Q8：1棟貸しの場合も対象になりますか？ | A8：対象となります。  （例）1棟50,000円に5人で宿泊した場合  補助金額　3,000円×5人＝15,000円  負担額　50,000円－15,000円＝35,000円 |
| Q9：連泊した場合も対象になりますか？ | A9：３泊まで対象です。１泊あたり最大3,000円の割引をします。 |
| Q10：子ども料金についても割引になりますか？ | A10：子ども料金についても割引をします。  （例）大人２人、子ども１人の場合。  （大人料金10,000円　子ども料金　3,000円の場合）  　「安得！キャンペーン」支援額  　　大人　　3,000円×2人＝6,000円  　　子ども　1,500円×1人＝1,500円  　　　　　　　　　　　　計 7,500円 |
| Q11：宿泊料以外の経費（館内施設利用料金、ドリンク代、お土産購入代など）も対象になりますか？ | A11：宿泊プランに含まれるもの以外は補助対象外となります。  　※宿泊者に配布される宿泊特典券による支払いは可能です。 |
| Q12：宿泊料の対象経費には、消費税も含まれますか？ | A12：対象経費には、サービス料、消費税、入湯税を含みます。 |
| Q13：キャンセル料や取消料が必要となった場合は、対象となりますか？ | A13：補助対象外となります。 |
| Q14：対象施設の宿泊プランはすべて割引対象となりますか？ | A14：すべての宿泊プランにキャンペーンを適用する義務はありません。  適用しないプランを設ける場合はその旨記載してください。 |
| Q15：キャンペーン開始前に予約しているキャンペーン期間中の宿泊についても割引対象となりますか？ | A15：宿泊日がキャンペーン期間中であれば、利用可能です。 |
| Q16：島根県との支援制度との併用は可能でしょうか？ | A16：併用不可（宿泊割引や金券付与）です。 |
| Q17：アンケートには、複数人のグループ（家族等）で利用する場合にもひとりずつ記載する必要がありますか？ | A17：グループで利用する場合は代表者1名の記載をお願いします。 |
| Q18：期間中に宿泊したが通常料金で決済した場合、割引額相当分を後で安来市に請求することができますか？ | A18：割引は宿泊施設のみで実施してください。宿泊者が市に直接請求することはできません。 |
| Q19：お客様が記入されたアンケートの処理方法は？ | A19：施設側使用欄を記入してください。特典券の受け取りを辞退された場合は、「特典券No」欄に「辞退」と記入してください。 |
| Q20：補助金の申請方法は？ | A20：アンケートを取りまとめ、交付申請書兼実績報告書と一緒に（株）安来旅行に提出してください。  ※毎月10日までに回収に来られます。 |
| 宿泊特典事業（金券の配布及び利用） | |
| Q21：宿泊特典券の配布対象は？ | A21：対象施設に宿泊した方全員に宿泊施設で配布いたします。 |
| Q22：連泊した場合、宿泊特典券は何枚配布するのか？ | A22：1泊につき1枚、最大3泊分配布します。 |
| Q23：宿泊特典券の利用期限はいつか？ | A23：宿泊した日にかかわらず、令和4年3月3日まで利用可能です。 |
| Q24：割引後のお客様負担額の支払いに当てることができるか？ | A24：宿泊プランの支払いに当てることはできません。 |
| Q25:金券の利用ができない商品はあるか？ | A25：たばこ及び換金性の高い商品に使用することはできません。  また、店舗ごとに独自に対象外商品を設定することは可能です。 |
| Q26：宿泊プラン以外の旅館での支払い（ドリンク代、お土産代、オプション料金等）に当てることはできるか？ | A26：宿泊プラン以外の支払いに利用することは可能です。  　※使用を強制するものではありません。 |
| Q27：使用済みの金券はどうすればよいのか？ | A27：金券裏面の「取扱施設記入欄」を記入し、1ヶ月以上の単位で取りまとめ上、「別紙1」とともに（株）安来旅行へ提出。  ※毎月10日までのところで回収に伺い　ます。 |
| Q28：1回の買い物で複数枚利用された場合は、どのように処理すればよいですか？ | A28：利用された金券のうち1枚の「取扱施設記入欄」を記入の上、ホッチキス止めしてください。  　※ホッチキス止めされていない無記入の金券は換金いたしかねますので、ご注意ください。 |
| Q29：おつりは出ますか？ | A29：出ません。額面以上の支払いに対して使用できます。500円ごとに１枚使用できますので、特典券に対しておつりが出る状況では使用できません。  （例）  1,200円の買い物＝特典券２枚（500円×2枚）+200円（旅行者負担分）  ※上記の場合に特典券を３枚使用は不可。 |
| Q30：特典券が汚れている、ちぎれている場合は使用できますか？ | A30：本事業の券であることが判別できれば使用できます。また、ちぎれている場合は券の半分以上が残っていれば使用可能です。 |
| Q31：特典券の譲渡、換金、再発行は可能ですが？ | A31：不可です。 |